

## 山陽小野田市民病院施設管理業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、山陽小野田市民病院施設管理業務（以下「本業務」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により発注する事業者を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定める。

### (業務の概要)

第2条 業務の概要は次のとおりとする。

- (1) 業務名 山陽小野田市民病院施設管理業務
- (2) 業務場所 山陽小野田市大字東高泊1863番地1地内
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和3年3月31日までとするが、山陽小野田市病院局と受託者の双方に異存がない場合は、引き続き1年間契約を更新する。ただし、令和5年9月30日以後、契約は更新しない。
- (4) 業務内容 別紙1「山陽小野田市民病院施設管理業務基本仕様書」のとおり
- (5) 委託金額 令和2年度 40,489千円以内  
令和3年度 年額80,978千円以内  
令和4年度 年額80,978千円以内  
令和5年度 40,489千円以内  
(いずれの年度も消費税及び地方消費税除く)  
(令和3年度以降は参考見積)

### (参加資格)

第3条 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全てを満たす法人とする。

- (1) 一般病床が215床以上の病院施設の管理業務に関する実績を有すること。
- (2) 次の資格を有すること。
  - ア 建築物環境衛生管理技術者
  - イ 消防設備士又は消防設備点検資格者

- ウ 第1種電気工事士
- エ 第3種電気主任技術者
- オ 乙種危険物取扱者
- カ エネルギー管理士又は管理員

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく破産手続開始の決定がなされている者
- イ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定がなされている者
- ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- エ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- オ 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
- カ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- キ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ク 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ケ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 公告日から委託業者決定の日までの間に、プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）が参加資格を欠くに至った場合、病院局は当該参加者の参加資格要件が喪失したものと判断し、当該参加者の参加を認めない、又は当該参加者を審査・選定の対象から除外する。

（参加表明書の受付期間等）

第4条 参加表明書の受付期間等は、次のとおりとする。

(1) 受付期間

令和2年8月3日（月）から令和2年8月20日（木）まで（土曜日及

び日曜日並びに祝日を除く。)

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

山陽小野田市民病院 4階 事務部総務課

(4) 提出書類

参加表明書（様式第1-1）

会社概要がわかるもの（パンフレット等）

業務受託実績（様式第1-2）

(5) 提出部数

各1部

(6) 提出方法

持参または郵送すること。（郵送の場合は書留とし、受付期間内に必着のこと。）

2 業務に関する説明会は実施しない。

（プロポーザル参加に関する質問）

第5条 プロポーザル参加に関する質問は、次の要領で質問事項を記載した質問書（様式第2）を電子メールで提出すること。

(1) 受付期間

令和2年8月3日（月）から令和2年8月13日（木）まで（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。)

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 受付場所

山陽小野田市民病院 4階 事務部総務課

(4) 回答

質問に対する回答は、令和2年8月17日（月）までに山陽小野田市民病院のホームページで公開する。ただし、ノウハウに関する質問については回答しない。

(参加者の選定)

第6条 参加表明書の受付期間終了後、第3条に定める参加資格要件について審査を行い、参加資格要件を満たしていると認められる者を参加者に選定する。選定の結果については、令和2年8月24日(月)までに通知文書を発送する。なお、非選定業者のうち、選定結果に対して不服がある者は、書面により、病院事業管理者に対し、非選定理由についての説明を求めることができる。

(提案書等の提出期間等)

第7条 参加者は、次の要領で提案書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和2年8月3日(月)から令和2年8月27日(木)まで(土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。)

(2) 提出時間

午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

山陽小野田市民病院 4階 事務部総務課

(4) 提出書類

ア 施設管理業務体制(様式第3-1)

イ 施設管理業務に関する提案(様式第3-2)

(施設管理業務、従業員教育・業務改善、緊急対応・体制及び山陽小野田市民病院の特性を理解した別途提案)

ウ 見積書

令和2年度(様式第3-3)

令和3年度及び令和4年度(様式第3-4)

令和5年度(様式第3-5)

用紙は全てA4縦・左綴じとする。ただし、添付書類については任意とする。

(5) 提出部数

10部(正本1部、副本9部)

(6) 提出方法

持参又は郵送すること。(郵送の場合は書留とし、提出期間内に必着のこと。)

(プレゼンテーション審査の実施)

第8条 プレゼンテーション審査は、次の要領で実施する。

(1) 実施日

令和2年8月28日(金)

開始時刻等の詳細については、プロポーザル参加者全員に別途通知する。

(2) プレゼンテーション時間

プレゼンテーション時間は、1参加者あたり説明20分及び質疑応答10分の計30分以内とする。ただし、参加者数によっては変更することがある。

(3) 機材等

プレゼンテーションに係る機材等は、参加者で用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクター並びに電源は当院で準備する。

(委員会の設置)

第9条 プロポーザル方式による受託業者の選定を厳正かつ公平に行うため、山陽小野田市民病院施設管理業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 山陽小野田市病院局は、委託業者選定に際して、委員会の意見を聴くものとする。

3 委員会に関する規定は、別に定める。

(審査及び選定)

第10条 プロポーザルの審査は、次の各号による。

(1) プロポーザルの審査は、次条に定める評価項目について審査し、最高得点者を本業務に適した事業者(以下「選定業者」という。)として選定する。

(2) 審査結果については、参加者全員に通知するとともに公表する。

(3) 選定業者が、第3条に掲げる資格を満たさなくなった場合は、次点の者を選定業者とする。

(評価基準等)

第11条 プロポーザルの審査の評価項目、評価基準及び配点は別表第1のとおりとする。

(失格条項等)

第12条 参加者が、次の各号の一つに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成様式及び記入要領に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) プレゼンテーション審査の開始時間に遅刻したもの。ただし、大規模災害、公共交通機関等の事故等により真にやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(提出書類等の取扱い)

第13条 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) プロポーザル参加申請書、提案書の作成及び提出に関する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提案書、その他参加者から提出された書類は、返却しない。

(疑義の照会)

第14条 非選定業者のうち、選定業者の決定結果に対して不服がある者は、選定業者決定の公表を行った日から起算して5日(休日は除く。)以内に書面により、病院事業管理者に対し、非選定理由についての説明を求めることができる。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月3日から施行し、事業者が選定された日の翌日に

その効力を失う。

別紙1 プロポーザルに係る評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価基準	配点
業務受託実績	215床以上の病院施設における統括マネジメント、設備管理業務、建物環境衛生管理業務等の十分な業務実績を有しているか	5
	215床以上の病院施設におけるエネルギー目標値以下に制御するマネジメント業務、医療ガス供給設備保守業務等の十分な受託実績を有しているか	5
業務実施体制	業務担当者の配置計画(人員、資格者及び年齢構成等)や選考及び採用の基準が示されているか	5
	従業員への教育の体制、計画及び内容が具体的に示されているか	5
	24時間管理体制及び欠員等が生じた場合のバックアップ体制が示されているか	5
	設備、警備、その他の業務が効率的に連携されているか	5
業務提案等	設備機器の予防保全及び品質確保の施策が具体化されているか	5
	施設全体の消費エネルギー削減を図るための具体的な提案が示されているか	5
	中長期的な修繕計画が示されているか	5
	様々なトラブルに対し具体的な対応が示されているか	5
	依頼やクレーム対応の体制や対応策が講じられているか	5
	ISOや医療関連サービスマーク等の認証を取得しているか	5
災害関連事項	各種災害を想定し、事前・事後の対応策の策定と支援体制が具体化されているか	5



	防災等各種訓練の立案及び実施に向けての提案が示されているか。	5
	緊急連絡体制が構築されているか	5
	緊急時におけるサポート体制の構築やマニュアルの整備がなされているか	5
委託費	他社と比較して委託費が低額か	5
	経費節減への創意工夫がなされているか	5
その他	従業員の雇用は地元優先されているか	5
	協力会社は地元から採用しているか	5
	合計	100